



凡例

- 非常用照明
- 消 消火器
- ◎ 住宅用火災警報機の設置(天井設置)
*総務省適合品を使用
- 防 遮煙・常時閉鎖の防火設備
(平12建告1360適合)
- 特 遮煙・常時閉鎖の特定防火設備
(平12建告1369適合)
- 避難器具

共通事項

- *2階以上はすべて延焼のおそれのある部分となる
- *開口部に設置するサッシは全て防火設備(網入りガラス)とする。
- *外壁面に設置する、住戸内を隔てる扉は常閉の遮煙性能付の常閉防火戸とする。
- *防火区画を貫通する設備配管は耐火二層管とし、隙間をモルタル詰めとする。
- *窓ガラスの仕様: 複層ガラス(網入りガラス6.8mm+空気層6mm+透明ガラス5mm)
- *居室は床面積100㎡(共同住宅の住戸においては200㎡)以内で区画されている為、令第126条の2、1項1号により排煙設備の設置免除
- *2階、3階、4階は各住戸に避難はしごを設置する。

- *全てのドア(玄関扉を除く)は、アンダーカットあり(通気措置)。
- *耐火建築物であり、かつ住戸等の床面積合計が200㎡未満に該当する為、東京都建築安全条例19条により、幅員2.0m×2.0mの窓先空地を設ける。
- *床面積に関しては、別紙の室分割面積表を参照
- *屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には安全上必要な高さ1.1m(床面から手摺上端まで)の手摺を設ける事とする
- *コンロ廻りは防火仕様とする。レンジフード火源からの高さが、80cm以上1m以下。

共用階段仕様

- 共用階段
- 段数: 13段
- 構造: 鉄筋コンクリート
- 路面: 240+20mm
- 蹴上げ: 196mm
- 有効幅: 905mm



2F

凡例

- 非常用照明
- 消 消火器
- 住宅用火災警報機の設置(天井設置)
*総務省適合品を使用
- 遮煙・常時閉鎖の防火設備
(平12建告1360適合)
- 遮煙・常時閉鎖の特定防火設備
(平12建告1369適合)
- 避難器具

共通事項

- * 2階以上はすべて延焼のおそれのある部分となる
- * 開口部に設置するサッシは全て防火設備(網入りガラス)とする。
- * 外壁面に設置する、住戸内を隔てる扉は常閉の遮煙性能付の常閉防火戸とする。
- * 防火区画を貫通する設備配管は耐火二層管とし、隙間をモルタル詰めとする。
- * 窓ガラスの仕様: 複層ガラス(網入りガラスt6.8mm+空気層t6mm+透明ガラスt5mm)
- * 居室は床面積100㎡(共同住宅の住戸においては200㎡)以内で区画されている為、令第126条の2、1項1号により排煙設備の設置免除
- * 2階、3階、4階は各住戸に避難はしごを設置する。

共用階段仕様

- 共用階段
- 段数: 13段
- 構造: 鉄筋コンクリート
- 踏面: 240+20mm
- 蹴上げ: 196mm
- 有効幅: 905mm

- * 全てのドア(玄関扉を除く)は、アンダーカットあり(通気措置)。
- * 耐火建築物であり、かつ住戸等の床面積合計が200㎡未満に該当する為、東京都建築安全条例19条により、幅員2.0m×2.0mの窓先空地を設ける。
- * 床面積に関しては、別紙の室分割面積表を参照
- * 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には安全に必要な高さ1.1m(床面から手摺上端まで)の手摺を設ける事とする
- * コンロ廻りは防火仕様とする。レンジフード火源からの高さが、80cm以上1m以下。



3F

凡例

- 非常用照明
- 消火器
- 住宅用火災警報機の設置(天井設置)
*総務省適合品を使用
- 遮煙・常時閉鎖の防火設備
(平12建告1360適合)
- 遮煙・常時閉鎖の特定防火設備
(平12建告1369適合)
- 避難器具

共通事項

- * 2階以上はすべて延焼のおそれのある部分となる
- * 開口部に設置するサッシは全て防火設備(網入りガラス)とする。
- * 外壁面に設置する、住戸内を隔てる扉は常閉の遮煙性能付の常閉防火戸とする。
- * 防火区画を貫通する設備配管は耐火二層管とし、隙間をモルタル詰めとする。
- * 窓ガラスの仕様: 複層ガラス(網入りガラス6.8mm+空気層6mm+透明ガラス5mm)
- * 居室は床面積100㎡(共同住宅の住戸においては200㎡)以内で区画されている為、令第126条の2、1項1号により排煙設備の設置免除
- * 2階、3階、4階は各住戸に避難はしごを設置する。

- * 全てのドア(玄関扉を除く)は、アンダーカットあり(通気措置)。
- * 耐火建築物であり、かつ住戸等の床面積合計が200㎡未満に該当する為、東京都建築安全条例19条により、幅員2.0m×2.0mの窓先空地を設ける。
- * 床面積に関しては、別紙の室分割面積表を参照
- * 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には安全に必要な高さ1.1m(床面から手摺上端まで)の手摺を設ける事とする
- * コンロ廻りは防火仕様とする。レンジフード火源からの高さが、80cm以上1m以下。

共用階段仕様

- 共用階段
- 段数: 13段
- 構造: 鉄筋コンクリート
- 踏面: 240+20mm
- 蹴上げ: 196mm
- 有効幅: 905mm



凡例

- 非常用照明
- 消 消火器
- 住宅用火災警報機の設置(天井設置)
*総務省適合品を使用
- 防 遮煙・常時閉鎖の防火設備
(平12建告1360適合)
- 特 遮煙・常時閉鎖の特定防火設備
(平12建告1369適合)
- 避難器具

共通事項

- *2階以上はすべて延焼のおそれのある部分となる
- *開口部に設置するサッシは全て防火設備(網入りガラス)とする。
- *外壁面に設置する、住戸内を隔てる扉は常閉の遮煙性能付の常閉防火戸とする。
- *防火区画を貫通する設備配管は耐火二層管とし、隙間をモルタル詰めとする。
- *窓ガラスの仕様:複層ガラス(網入り6.8mm+空気層t6mm+透明ガラス5mm)
- *居室は床面積100㎡(共同住宅の住戸においては200㎡)以内で区画されている為、令第126条の2、1項1号により排煙設備の設置免除
- *2階、3階、4階は各住戸に避難はしごを設置する。

共用階段仕様

- 共用階段
- 段数: 13段
- 構造: 鉄筋コンクリート
- 踏面: 240+20mm
- 蹴上げ: 196mm
- 有効幅: 905mm

- *全てのドア(玄関扉を除く)は、アンダーカットあり(通気措置)。
- *耐火建築物であり、かつ住戸等の床面積合計が200㎡未満に該当する為、東京都建築安全条例19条により、幅員2.0m×2.0mの窓先空地を設ける。
- *床面積に関しては、別紙の室分割面積表を参照
- *屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には安全上必要な高さ1.1m(床面から手摺上端まで)の手摺を設ける事とする
- *コンロ廻りは防火仕様とする。レンジフード火源からの高さが、80cm以上1m以下。

4F